

徳島県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年三月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

田野地区

二 申請人

小松島市田野町字高田二七〇番地の二 豊田正博ほか十二名

三 縦覧期間

令和五年三月二十七日から

令和五年四月二十四日まで

四 縦覧場所

小松島市役所